

第3回嬉野市議会臨時会議案

平成26年7月22日提出

嬉 野 市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
57	平成26年7月22日	損害賠償に係る和解及び額の決定について	1
58	平成26年7月22日	平成26年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊

議案第57号

損害賠償に係る和解及び額の決定について

次のとおり損害賠償に係る和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年7月22日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

1 和解の相手

嬉野市塩田町大字久間乙3242番地3
志田陶磁器株式会社

2 和解の要旨

市は、和解の相手方に対し、平成20年4月1日から平成25年9月23日までの間の土地使用料相当額の支払い義務があることを認め、2,820,000円を支払うものとする。

3 事件の概要

市が平成20年4月1日から平成25年9月23日までの間、志田焼の里博物館駐車場の土地（嬉野市塩田町大字久間乙3234番地1（1,097㎡）及び嬉野市塩田町大字久間乙3114番地34（70㎡））を借受し、土地使用料が未払いとなっていたことに係る損害賠償について、平成26年6月13日に、相手方が民事調停を申し立てた平成26年（ノ）第9号未払賃料請求調停事件について、民事調停手続が進み、平成26年7月8日に鹿島簡易裁判所から調停が示されたので、同期間分の土地使用料相当額を支払うことで和解しようとするもの。

4 調停条項の概要

- (1) 嬉野市は、相手方に対し、2,820,000円を平成26年9月末日に限り支払う。
- (2) 相手方及び嬉野市は、このほか、なんらの債権債務のないことをそれぞれ確認する。
- (3) 調停費用は各自の負担とする。